

青森大学教務委員会教職教育センター規程

(目的)

第1条 青森大学教務委員会に教職教育センター（以下「センター」という）を置き、教務委員会規程第3条5項の施行に資するため、教職課程にかかる必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 センターは、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教職課程の編成、履修、運用に関すること
- (2) 教育実習に関すること
- (3) 教員採用試験に関すること
- (4) 教職課程を履修する学生に関すること
- (5) 教職課程にかかる科目を担当する教員に関すること

(組織)

第3条 センターは、次の各号に掲げる委員を持って組織する。

- (1) 総合経営・社会・ソフトウェア情報の3学部の教授、准教授、講師及び助教のうちから各学部2名以上
 - (2) 経営戦略局（事務局）員若干名
- 2 委員会にセンター長及び副センター長を置き、学長が命ずる。
- 3 第1項の委員は、学長が命ずる。

(学部教職課程委員会)

第4条 委員会に、必要に応じて学部ごとに学部教職課程委員会を置き、当該学部にかかわる事項を審議するものとする。

- 2 学部教職課程委員会の運営については、委員会が別に定める。

(会議)

第5条 センター長は、委員会を召集し、その議長となる。

- 2 センター長が不在のときは、副センター長が議長の職務を代行する。
- 3 委員がやむを得ない理由により出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(定足数)

第6条 委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 センター長は、必要に応じ委員以外の者を出席させて意見を聞くことができる。

(議事録及び報告)

第9条 センター長は、議事録を作成し、学長及び教務委員会に報告するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教務課において処理する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

青森大学教務委員会教職課程部会規程は、廃止する。

この規程の改正は、令和2年4月1日から改正し、施行する。

附 則

この規程の改正は、令和4年4月1日から改正し、施行する。